

市有地の売却（公募先着順随意契約）

受付期間 令和4年1月11日～10月31日

売却物件概要

	所在地	地目	公簿面積	売却価格
1	畑中3丁目720番1外1筆	畑	1,152㎡	3,500万円
2	梅郷6丁目1427番1	雑種地	738㎡	3,004万円
3	今寺1丁目784番1	畑	951㎡	2,045万円
4	黒沢3丁目1828番1	畑	958㎡	1,438万円
5	根ヶ布2丁目1370番71	宅地	373.87㎡	880万円

その他

- ▷詳細は、市ホームページ（記事ID…16200）をご覧ください。
 - ▷契約者は、最初買取申込書を提出した者としてします。
 - ▷契約締結時に契約保証金（売却価格の100分の10以上）が必要です。
- 受け付け・問い合わせ 直接総務契約課管財係（市役所5階）へ

梅苗木の販売

青梅市樹苗養成振興会所有の、梅苗木を先着順で販売します。

配付場所 かすみ直売センター西側駐車場（新町2-28-19）

品種と本数 梅郷…80本▷玉英…30本

※8年生の苗木

価格 1本3,000円（税込み）

※配送・植え付けが必要な方は、別途ご相談ください。

申し込み 令和4年1月15日までに電話☎31

-1116で西東京農業協同組合指導経済部へ

※祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後4時

問い合わせ 農林水産課林務水産係



広報おうめ新年号の配布

広報おうめや市議会だよりは、新聞折り込みで配布しています。新聞を購読していない世帯には、申し込

みを受け付け、新聞販売店による戸別配布を行います。また、JR青梅・東青梅 河辺駅、市民センター

などにも置いてあります。広報おうめ令和4年1月1日号の配布については、次の日程で行います。

▽新聞折り込み…1月1日▽戸別配布…1月5日まで

年末・年度末は還付金詐欺に要注意

令和3年 特殊詐欺の被害発生状況 13件・約1千401万円 (11月7日現在)

年末や年度末は、還付金詐欺の被害が多発する傾向があります。犯人は皆さんの自宅に電話をかけ、「保険料(医療費)の還付金を受け取る」ことができる、「期限を過ぎているが、今日なら手続きができる」などと言って、皆さんが誰かに相談したり、確認する時間をとらせないよう

に言葉巧みに騙そうとします。その後、犯人は皆さんのATMへ誘導し、電話でATMの操作を指示して、皆さんの口座から犯人の口座へお金を振り込む手続きを完了させてしまいます。

還付金詐欺被害を防ぐために、知らない番号からの電話に出ない、電話に出た時に確認してから折り返す、市では、現在市内在住の65歳以上の方を対象に、自

力をお願いします。☆自動通話録音機の貸与 市では、現在市内在住の65歳以上の方を対象に、自

力をお願いします。☆自動通話録音機の貸与 市では、現在市内在住の65歳以上の方を対象に、自



12月と1月は 政治家の寄附禁止PR強化期間

贈らない! 求めない! 受け取らない! 年未年始は、お歳暮や年賀など、贈り物が多くなる季節ですが、政治家や候補者が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。答礼のため、12月と1月の2か月間を「政治家の寄附禁止PR強化期間」としています。

ポスターの掲示やパンフレットの配布などを行います。



市選挙管理委員会と市明選推進協議会では、

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局

訪問購入のトラブルが増えています

年末の大掃除、終活の一環での不用品整理、おうち時間の増加など、家庭内の不用品を処分する機会が増えています。自宅まで不用品を買い取りに来る訪問購入のトラブルが増えています。注意してください。

訪問購入事業者の強引な勧誘に押し切れず、予定外の物を売却してしまつたという相談の多くは高齢者です。できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらうようにしましょう。

☆相談事例 自宅に「不要な品物をなんでも買い取ります」と電話勧誘のあった業者に、使わない食器を買い取ってもらうと来訪を約束した。

特定商取引法では事業者が要請もなしに消費者宅を訪問し、買い取りなどの勧誘をすることを禁止しています。

しかし来訪した業者は、「食器は来月の方が高く買ってくれる」と言っている。その代わり貴金属はないかと聞かれ、ふだん使っていないアクセサリーを見せたところ、1千円で売ることになった。

訪問購入事業者は契約書を交付するように定められています。トラブルを避けるためにも、契約書は必ず受け取り、内容を確認しましょう。

電話受付日時 月々金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 ※第2・4火曜日は午後6時まで

※祝日、年末年始を除く 問い合わせ 市民安全課 市民相談係

訪問購入事業者は契約書を交付するように定められています。トラブルを避けるためにも、契約書は必ず受け取り、内容を確認しましょう。

問い合わせ 市民安全課 市民相談係